

日時 令和元年9月9日  
9時30分～  
場所 杉カデパレ

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) e-Taxの一層の普及及び定着について (総務課)  
別添1「平成30年度におけるe-Taxの利用状況等について」  
平成30年度におけるe-Taxの利用状況等が国税庁ホームページに掲載されました。

e-Taxの普及及び定着につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。

国税庁では、デジタルガバメントの実現に向けた政府全体の方針に基づき、利用目標の設定を含む累次の計画を策定し、これに沿って、e-Taxの普及及び定着に取り組んでまいりました。

この度、平成30年度における各申告手続等のオンライン利用率等の実績値が確定しましたのでお知らせいたします。

別添1「平成30年度におけるe-Taxの利用状況等について」をご参照ください。

なお、資料は国税庁全体の実績値となっておりますが、熊谷署における利用率は、

○オンライン利用率

国税申告2手続が 64.5% (目標+ 8.5ポイント)

国税申告4手続が 79.4% (目標- 2.6ポイント)

申請届出9手続が 83.0% (目標+15.0ポイント)

○ICT活用率 84.5% (目標+ 3.5ポイント)

となっております。

国税申告4手続については、目標値に届いていませんが、オンライン利用率の各手続及びICT活用率は、前年よりポイントが増加しておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

## (2) ダイレクト納付の利用促進について (管理運営部門)

別添2「ダイレクト納付をご利用ください」参照

別添3「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」参照

ダイレクト納付の利用勧奨につきましては、日頃からご協力いただきましてありがとうございます。

国税庁では、納税者の利便性向上及び行政運営の効率化等の観点から、従前よりダイレクト納付の利用拡大に取り組んでおり、利用可能金融機関の拡大、複数口座の登録利用や、昨年12月からはダイレクト納付を利用した予納の導入など、更なる利便性の向上を図っているところでございます。

こうした中、本年10月1日からは「地方税共通納税システム」の運用が開始され、地方税の納付においても電子納税が利用可能になると聞いております。

この機をとらえ、別添2の「ダイレクト納付をご利用ください」や別添3の「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」及び国税庁HPに掲載しております「ダイレクト納付手続マニュアル」等をご参考に、引続き関与先等への積極的な利用勧奨につきまして、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

## (3) 納税証明書オンライン請求の利用促進について (管理運営部門)

別添4「納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください!!」参照

ご承知のとおり、納税証明書の交付請求は自宅や事務所のパソコン、またはスマートフォンやタブレット端末からe-Taxを使ったオンライン請求が可能となっております。

書面による請求に比べ、手数料が安く、受取日時をご指定いただくことで、窓口での待ち時間が短縮できるなどのメリットがございます。

引続き関与先等への利用勧奨につきまして、ご協力をお願いいたします。

また、関与先の納税者から利用者識別番号や暗証番号が不明であるなどの問い合わせを受けた場合には、適切かつ弾力的に対応いただきますようお願いいたします。

- (4) 関与先への納付指導の協力要請について (徴収部門)  
別冊「関与先への納付指導の協力要請について」参照

- (5) 個人事業者に対する消費税各種届出書の提出勧奨について (個人課税部門)

関東信越国税局文書照会センターから「消費税に関する届出についてのお尋ね」を随時発送

- ① 令和元年分消費税新規課税事業見込者及び免税事業見込者  
発送予定：9月中
- ② 令和2年分消費税課税事業見込者及び免税事業見込者  
発送予定：10月中

「関東信越国税局文書照会センター」から記載の予定で随時送付となりますので、ご承知置きくださるようお願いいたします。

なお、関与先からの記載・提出等に関するお問い合わせ等がございましたら、先生方からご指導いただくとともに、ご質問等は書面に記載のある「文書照会センター」宛てに問い合わせさせていただくよう併せてお願いいたします。

- (6) 特定路線価設定申出書の提出チェックシートの活用について (資産課税部門)  
別添5「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」参照  
別添6「特定路線価及び個別評価評定担当署一覧」参照

特定路線価の設定の要否判定に資するため、別添5「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」(以下「チェックシート」という。)を導入しており、チェックシートの活用をしていただくとともに、併せて、特定路線価設定申出書に添付の上、提出していただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- (7) 相続税 e-Tax の普及・定着について (資産課税部門)  
別添7「相続税申告の e-Tax が始まります。」参照

相続税申告については、税理士及び税理士法人の関与割合が非常に高く、税理士の皆様にご利用いただくことが、e-Taxの普及・拡大に直結するものと考えております。つきましては、今後、関与される相続税の申告は、是非ともe-Taxをご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(8) 国外関連者に関する明細書(別表十七(四))の添付について (法人課税部門)  
別添8「国外関連者に関する明細書「別表十七(四)」作成上の留意点」

法人が国外関連者との間で取引を行った場合は、別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を作成し、添付する必要がありますのでご注意ください。

添付書類

- 1 「平成30年度におけるe-Taxの利用状況について」
- 2 「ダイレクト納付をご利用ください」
- 3 「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」
- 4 「納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください!!」
- 5 「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」
- 6 「特定路線価及び個別評価評定担当署一覧」
- 7 「相続税申告のe-Taxが始まります。」
- 8 「国外関連者に関する明細書「別表十七(四)」作成上の留意点」

別冊「関与先への納付指導の協力要請について」

5 県税事務所からの連絡事項

法人県民税・事業税の納付書・申告書等の事前送付の取りやめについて

令和元年 8 月  
国 税 庁

平成 30 年度における e-Tax の利用状況等について

国税庁では、デジタルガバメントの実現に向けた政府全体の方針に基づき、利用目標の設定を含む累次の計画を策定し、これに沿って、e-Tax の普及及び定着に取り組んできました。

今般、平成 30 年度における各申告手続等のオンライン利用率等の実績値が確定しましたので公表します。

《評価指標》	《実績値》	《前年対比》
○ オンライン利用率 ※別紙 1 参照 (3 ページ)		
・ マイナンバーカードの普及割合等に左右される国税申告 2 手続 (所得税申告、消費税申告 (個人))	58.5%	(+3.4 ポイント)
・ 上記以外の国税申告 4 手続 (法人税申告 消費税申告 (法人)、酒税申告、印紙税申告)	82.9%	(+2.9 ポイント)
・ 申請・届出等 9 手続 (給与所得の源泉徴収票等 (6 手続)、利子等の支払調書、納税証明書の交付請求、電子申告・納税等開始 (変更等) 届出書)	76.9%	(▲0.5 ポイント)
○ ICT 活用率 ※ 別紙 2 参照 (4 ページ)	82.7%	(+2.9 ポイント)
○ e-Tax の利用満足度	81.5%	(+5.5 ポイント)
○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	93.5%	(▲0.1 ポイント)
○ オンライン申請の受付 1 件当たりの費用	265 円	(▲8 円)
○ 国税申告手続の事務処理時間	833,000 時間	(▲35,000 時間)

※用語については 2 ページ参照

## 参考

- オンライン利用率  
申告等各手続の総件数のうち、e-Tax を利用して行ったものの件数（e-Tax 利用件数）が占める割合です。
- ICT活用率  
所得税申告及び消費税申告（個人）の総件数のうち、
  - ① e-Tax 利用件数
  - ② 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を印刷して書面により税務署に提出した件数の合計件数が占める割合です。
- e-Tax の利用満足度  
e-Tax ホームページ及び「確定申告書等作成コーナー」において、e-Tax の利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。当該アンケートの総回答件数のうち、上位評価（「とても良い」及び「やや良い」など上位2段階）の回答件数が占める割合です。
- 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度  
確定申告書等作成コーナーにおいて、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。当該アンケートの総回答件数のうち、サービス提供全体の評価及び見やすさなどの使い勝手に関する評価のいずれにおいても上位の評価となっている回答件数が占める割合です。
- オンライン申請の受付1件当たりの費用
  - ① e-Tax の運用等に係る年間経費
  - ② システム整備に係る1年当たりの経費（※）の合計額を e-Tax 利用件数で除して算出したものです。  
(年間運営経費等(約99億円) ÷ e-Tax 利用件数(約3,759万件) ≒ 265円)  
※ システム整備に係る経費(システム開発費など)は、税制改正などにより毎年変動するため、システム整備に要した経費の総額を支出年数で除して算出。
- 国税申告手続の事務処理時間  
所得税、法人税及び消費税の申告手続について、書面申告の場合に要する事務処理(收受、入力、編てつ及び廃棄)に係る1件当たりの処理時間(※)に書面申告件数を乗じて算出したものです。  
※ 「1件当たりの事務処理時間」は、サンプル調査に基づき推計。

# ○ オンライン(e-Tax)利用率

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年対比
		%	%	%	%	
所得税申告	①	52.1	53.5	54.5	57.9	+3.4
消費税申告(個人)	②	58.8	63.2	66.1	68.5	+2.4
マイナンバーカードの普及割合等に左右される国税申告2手続(①~②の計)	③	52.5	54.0	55.1	58.5	+3.4
法人税申告	④	75.4	79.3	80.0	84.3	+4.3
消費税申告(法人)	⑤	73.4	77.3	81.6	82.6	+1.0
酒税申告	⑥	91.1	82.0	81.2	81.8	+0.6
印紙税申告	⑦	62.3	60.5	59.2	60.8	+1.6
上記以外の国税申告4手続(④~⑦の計)	⑧	74.3	78.0	80.0	82.9	+2.9
給与所得の源泉徴収票等(6手続)	⑨	54.9	57.9	59.5	61.7	+2.2
利子等の支払調書	⑩	29.7	27.4	23.1	21.3	▲1.8
納税証明書交付請求	⑪	8.0	9.9	10.8	12.7	+1.9
電子申告・納税等開始(変更等)届出書	⑫	99.4	99.3	99.4	99.1	▲0.3
申請・届出等9手続(⑨~⑫の計)	⑬	61.7	64.3	77.4	76.9	▲0.5

主要手続

(注)1 「法人税申告④」及び「消費税申告(法人)⑤」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便直上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。

2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び資金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受の対価の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

(別添1)

○ ICT活用率

区分	年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年対比
	利用件数	ICT活用率					
所得税申告	13,689,123 件	74.0 %	14,490,442 件	77.0 %	15,487,343 件	16,573,424 件	107.0 %
					80.0 %	82.9 %	+2.9ポイント
消費税申告(個人)	777,112 件		828,192 件		859,959 件	883,494 件	102.7 %
		68.7 %	73.2 %	76.2 %	78.4 %	+2.2ポイント	
合 計	14,466,235 件	73.7 %	15,318,634 件	76.8 %	16,347,302 件	17,456,918 件	106.8 %
					79.8 %	82.7 %	+2.9ポイント

(別紙2)



# ○ オンライン(e-Tax)利用件数

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年対比
		件	件	件	件	%
主要手続	所得税申告①	9,502,304	9,921,691	10,430,168	11,472,798	110.0
	消費税申告(個人)②	664,337	714,773	745,056	770,681	103.4
	マイナンバーカードの普及割合等に左右される国税申告2手続(①~②の計)③	10,166,641	10,636,464	11,175,224	12,243,479	109.6
	法人税申告④	1,962,072	2,085,431	2,128,054	2,268,473	106.6
	消費税申告(法人)⑤	1,437,904	1,524,073	1,624,911	1,655,396	101.9
	酒税申告⑥	38,199	34,721	35,299	35,952	101.8
	印紙税申告⑦	86,286	84,549	84,287	86,527	102.7
	上記以外の国税申告4手続(④~⑦の計)⑧	3,524,461	3,728,774	3,872,551	4,046,348	104.5
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨	1,896,958	2,058,201	2,188,589	2,283,195	104.3
	利子等の支払調書⑩	23,926	20,034	13,778	8,161	59.2
	納税証明書交付請求⑪	107,705	144,048	150,104	185,854	123.8
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑫	2,610,674	2,968,857	7,316,619	6,790,648	92.8
	申請・届出等9手続(⑨~⑫の計)⑬	4,639,263	5,191,140	9,669,090	9,267,858	95.9
主要手続全体(③、⑧及び⑬の計)⑭	18,330,365	19,556,378	24,716,865	25,557,685	103.4	
上記⑭以外の申請・届出等⑮	4,052,264	5,748,278	5,518,884	5,208,659	94.4	
納付手続⑯	4,394,528	5,122,803	5,817,975	6,827,436	117.4	
合計(⑭~⑯の計)⑰	26,777,157	30,427,459	36,053,724	37,593,780	104.3	

(注) 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び資金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受の対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は賃借のあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

## ○ 平成 30 年度における e-Tax の普及・定着に向けた新たな取組

### 認証の簡便化

- ・ 個人納税者について、認証手続の簡便化として、マイナンバーカードを利用して e-Tax の ID・パスワードの入力が不要となる「マイナンバーカード方式」と税務署の職員との対面による本人確認を行った際に交付された ID・パスワードのみで e-Tax が利用できる「ID・パスワード方式」を導入（平成 31 年 1 月～）
- ・ 法人納税者について、代表者の電子署名に代えて、電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名により e-Tax の利用が可能（平成 30 年 4 月～）

### 利用可能時間

- ・ 所得税確定申告時期以外について、月曜日から金曜日は 24 時間、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日は 8 時 30 分から 24 時まで受付（平成 31 年 1 月～）
- 【参考】
- ・ 所得税確定申告時期について、e-Tax の 24 時間受付を実施済

### システム改善等

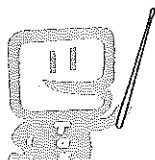
- ・ 国税庁ホームページの所得税確定申告書を作成するシステムのスマートフォン専用画面を導入（平成 31 年 1 月～）
- ・ e-Tax の送信容量を、申告書について 20 メガバイトに、添付書類について 8 メガバイトに拡大（平成 31 年 1 月～）

国税の納付は、

 国税庁

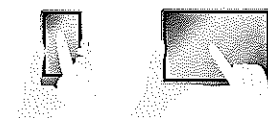
簡単・  
便利な

# ダイレクト納付 をご利用ください



## ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます！  
⇒ 電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！  
⇒ 源泉所得税を毎月納付している方に便利です
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます！(平成31年1月4日開始) **NEW**  
(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください ⇒)

## ダイレクト納付を利用するには

- ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**  
利用可能金融機関は国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) でご確認ください。
- e-Taxの利用開始手続きをする**  
e-Taxホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。  
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続きすることのないようにご注意ください。
- ダイレクト納付利用届出書を提出する**  
「ダイレクト納付利用届出書」(P3)にご利用になられる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。  
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。  
※ダイレクト納付が利用可能となるまでは、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3)記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

※記載要領は、法人を例に示しています。

- ① 提出年月日を記載します。
- ② 提出先の税務署名を記載します。
- ⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。
- ⑥ 上記⑤の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。
- ⑦ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。  
【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限ります。  
2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。
- ⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。  
なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。  
【注】お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を○で埋めてください。  
【例】0001234
- ⑨ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。  
【注】前半の記号は必ず5桁となります。  
また、後半の番号は左詰で記載してください。  
【記載例】  
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合  
0001 1234 5678 9012 3456 7890  
2 振替口座の場合  
0001 1234 5678 9012 3456 7890

**国税ダイレクト方式電子納税依頼書  
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書**

法人番号

提出年月日  税務署

氏名(法人名及び代表者氏名)

住所(所在地)

氏名(法人名及び代表者氏名)

指定預貯金口座  
住所(所在地)

預金種別  総合口座  振替口座  納税専用  口座番号

ゆうちょ銀行 記号番号

2 振替日時・納付情報届出日時  
3 利用開始日/ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

納付情報  
1 金融機関番号エラー 4 口座番号不完全  
2 振替番号未登録 5 その他  
3 振替入力

金融機関整理欄  
A 預金種別 B 口座番号 C 口座番号 D 口座番号 E 名義人 F 振替種別 G 支店名 H その他

受付印(捺印)照合印

- ③ 法人番号を記載します。  
※個人の方は個人番号の記載は不要です。
- ④ 法人名及び代表者氏名を記載し押印します。
- ⑩ ①から⑨までを記載後、**預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)**します。  
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。
- ⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

切り取り線で切りはなして提出してください

**ダイレクト納付の利用方法**

- ① e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する  
事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。\*
- ② メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- ③ 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する  
ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。  
「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

**「今すぐに納付される方」を選択**  
届出をした預貯金口座から即時に振替が行われ、納付が完了します。

**「納付日を指定される方」を選択**  
届出をした預貯金口座から指定した日の朝に振替が行われ、納付が完了します。  
(注) 指定した日の朝、他の公共料金等の引落としがある場合、残高不足になることがありますので、メッセージボックスの「ダイレクト納付完了通知」は必ずご確認ください。

- ④ 納付状況を確認する  
「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。  
(注) 残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金していただいた上で、②の通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。

**おすすめ**  
※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

法人番号	_____
------	-------

※個人の方は個人番号の記載は不要です。



## 国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名 (法人名及び代表者氏名)

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。  
 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式) 手続の実行をできるように、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

### 1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 - ) 電話 ( )	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び代表者氏名)	(フリガナ)	(印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。)
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号
ゆうちょ銀行	記号番号	(ゆうちょ銀行以外)

### 2 振替日時: 納付情報送付日時

### 3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

1 金融機関番号エラー	4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録	5 その他
3 重複入力	

入 力	訂 正 入 力	送 付	登 録

金融機関番号

整理番号

約 定

一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。

二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。

三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。

四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。

五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。

六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

A 印鑑相違	F 住所相違
B 印鑑不鮮明	G 支店名相違
C 口座番号相違	H その他
D 口座該当なし	
E 名義人相違	

(備考)

受 付 印	印 鑑 照 合	検 査	印

(口座識別番号)

(認証番号)

# ダイレクト納付を利用した予納

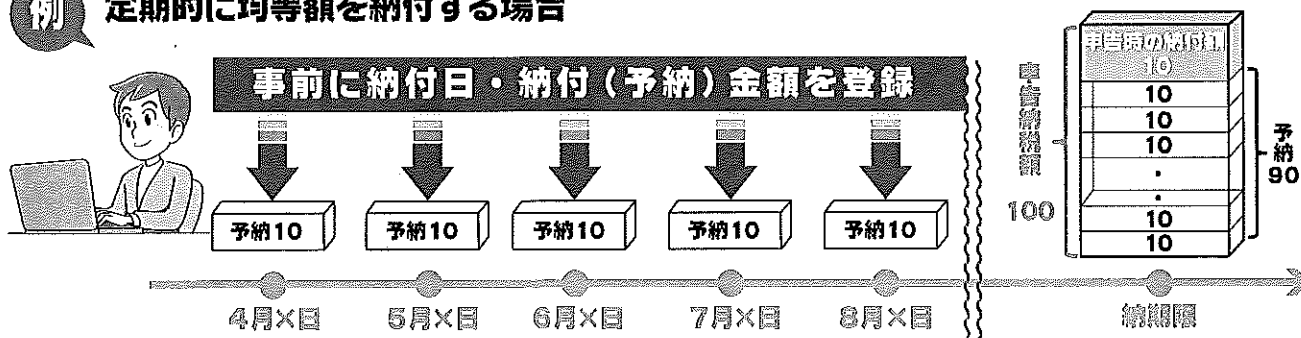
平成31年1月4日開始!

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

## 例 定期的に均等額を納付する場合



## その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ページーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



### インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をおけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



### モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をおけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。

### ATM



### ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ページー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。詳しくは e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



### 利用可能時間

#### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

#### e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

\*なお、平成31年1月からは、月曜日～金曜日は24時間、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日は8時30分～24時となります。

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性  
この印は、印刷物の紙をリサイクルできます。

平成30年12月

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧（銀行・信用組合・労働金庫）

で囲まれた金融機関以外は、地方税共通納税システムについても令和元年10月以降、利用可能となる予定です。

【令和元年7月1日現在】

府所等	銀行	信用組合	労働金庫	銀行		信用組合		労働金庫	
				導入済み	導入予定	導入済み	導入予定	導入済み	導入予定
都市銀行等	6	0	0	みずほ銀行、三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行					
札幌	2	3	1	北洋銀行、北海道銀行		札幌中央信用組合、釧路信用組合 北央信用組合		北海道労働金庫	
仙台	14	6	1	青森銀行、秋田銀行、岩手銀行 北日本銀行、七十七銀行、荘内銀行 仙台銀行、東邦銀行、北都銀行 みちのく銀行、山形銀行、東北銀行 大東銀行、福島銀行		仙北信用組合、いわき信用組合 秋田県信用組合、福島県商工信用組合 青森県信用組合、会津商工信用組合		東北労働金庫	
関東信越	12	15	2	足利銀行、群馬銀行、常陽銀行 第四銀行、筑波銀行、東和銀行 栃木銀行、長野銀行、八十二銀行 武蔵野銀行、北越銀行、大光銀行		茨城県信用組合、協栄信用組合 群馬県信用組合、新潟県信用組合 長野県信用組合、真岡信用組合 あかぎ信用組合、那須信用組合 新栄信用組合、さくらの街信用組合 巻信用組合、新潟大栄信用組合 塩沢信用組合、糸魚川信用組合 埼玉信用組合		新潟県労働金庫 長野県労働金庫	
東京	7	17	1	京葉銀行、千葉銀行、千葉興業銀行 東日本銀行、山梨中央銀行、横浜銀行 きらぼし銀行		あすか信用組合、君津信用組合 青和信用組合、第一勧業信用組合 大東京信用組合、都留信用組合 山梨県民信用組合、房総信用組合 中ノ郷信用組合、神奈川県医師信用組合 共立信用組合、文化産業信用組合 銚子商工信用組合、七島信用組合 全東栄信用組合、江東信用組合 相愛信用組合		中央労働金庫	
金沢	6	0	1	福井銀行、福邦銀行、北陸銀行 北國銀行、富山第一銀行、富山銀行				北陸労働金庫	
名古屋	12	5	2	愛知銀行、大垣共立銀行、静岡銀行 清水銀行、十六銀行、スルガ銀行 中京銀行、名古屋銀行、百五銀行 三重銀行、第三銀行 静岡中央銀行		愛知県中央信用組合、飛騨信用組合 益田信用組合、岐阜商工信用組合 豊橋商工信用組合		静岡県労働金庫 東海労働金庫	
大阪	8	7	1	池田泉州銀行、京都銀行、紀陽銀行 滋賀銀行、南都銀行、但馬銀行 関西みらい銀行 みなと銀行		滋賀県信用組合、淡陽信用組合 のぞみ信用組合、兵庫県信用組合 近畿産業信用組合、大同信用組合 成協信用組合		近畿労働金庫	
広島	9	2	1	西京銀行、山陰合同銀行、鳥取銀行 トマト銀行、広島銀行、中国銀行 山口銀行、もみじ銀行、島根銀行		広島市信用組合、笠岡信用組合		中国労働金庫	
高松	8	1	1	阿波銀行、伊予銀行、愛媛銀行 香川銀行、高知銀行、四国銀行 徳島銀行、百十四銀行		香川県信用組合		四国労働金庫	
福岡	7	0	1	佐賀銀行、十八銀行、親和銀行 北九州銀行、西日本シティ銀行 福岡銀行、筑邦銀行				九州労働金庫	
熊本	5	2	0	大分銀行、熊本銀行、肥後銀行 鹿児島銀行、宮崎銀行		大分県信用組合、熊本県信用組合			
沖縄	2	1	1	沖縄銀行、琉球銀行		奄美信用組合		沖縄県労働金庫	
合計	98	59	13						

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。  
2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページ及び地方税共通納税システムの特設ページをご覧ください。

# ダイレクト納付利用可能金融機関一覧(信用金庫)

で囲まれた金融機関以外は、地方税共通納税システムについても令和元年10月以降、利用可能となる予定です。

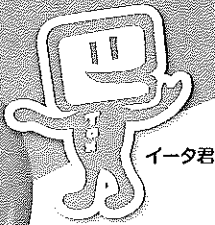
【令和元年7月1日現在】

都府県	信金数	サービス開始済み						導入予定
		名称						名称
札幌	22	札幌信用金庫	旭川信用金庫	道南うみ街信用金庫	帯広信用金庫	渡島信用金庫		
		室蘭信用金庫	北門信用金庫	小樽信用金庫	釧路信用金庫	遠軽信用金庫		
		空知信用金庫	伊達信用金庫	稚内信用金庫	大地みらい信用金庫			
		苫小牧信用金庫	北空知信用金庫	留萌信用金庫	北見信用金庫			
		北海信用金庫	日高信用金庫	北星信用金庫	網走信用金庫			
仙台	26	東奥信用金庫	盛岡信用金庫	水沢信用金庫	二本松信用金庫	気仙沼信用金庫	山形信用金庫	
		秋田信用金庫	宮古信用金庫	会津信用金庫	福島信用金庫	白河信用金庫		
		羽後信用金庫	一関信用金庫	郡山信用金庫	青い森信用金庫	宮城第一信用金庫		
		米沢信用金庫	北上信用金庫	ひまわり信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫		
		鶴岡信用金庫	花巻信用金庫	あぶくま信用金庫	石巻信用金庫	須賀川信用金庫		
関東信越	34	高崎信用金庫	北群馬信用金庫	佐野信用金庫	新潟信用金庫	上越信用金庫	アルプス中央信用金庫	加茂信用金庫
		相生信用金庫	しのめ信用金庫	大田原信用金庫	長岡信用金庫	松本信用金庫	鳥山信用金庫	長野信用金庫
		アイオー信用金庫	足利小山信用金庫	結城信用金庫	三条信用金庫	上田信用金庫	青木信用金庫	埼玉縣信用金庫
		利根郡信用金庫	栃木信用金庫	川口信用金庫	新発田信用金庫	諏訪信用金庫	新井信用金庫	水戸信用金庫
		館林信用金庫	鹿沼相互信用金庫	飯能信用金庫	柏崎信用金庫	飯田信用金庫	村上信用金庫	
東京	38	川崎信用金庫	東京ベイ信用金庫	興産信用金庫	逸有信用金庫	目黒信用金庫	巣鴨信用金庫	さがみ信用金庫
		朝日信用金庫	佐原信用金庫	さわやか信用金庫	小松川信用金庫	世田谷信用金庫	青梅信用金庫	城南信用金庫
		西武信用金庫	かながわ信用金庫	東京シティ信用金庫	足立成和信用金庫	東京信用金庫	甲府信用金庫	
		千葉信用金庫	中栄信用金庫	芝信用金庫	西京信用金庫	城北信用金庫	山梨信用金庫	
		銚子信用金庫	中南信用金庫	東栄信用金庫	昭和信用金庫	瀧野川信用金庫	平塚信用金庫	
		多摩信用金庫	横浜信用金庫	東京三協信用金庫	館山信用金庫	湘南信用金庫	東京東信用金庫	
金沢	16	富山信用金庫	いしかわ信用金庫	石動信用金庫	北陸信用金庫	福井信用金庫	越前信用金庫	
		高岡信用金庫	氷見伏木信用金庫	金沢信用金庫	鶴来信用金庫	敦賀信用金庫		
		新湊信用金庫	砺波信用金庫	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	小浜信用金庫		
名古屋	36	静岡信用金庫	焼津信用金庫	関信用金庫	いちい信用金庫	西尾信用金庫	桑名三重信用金庫	
		静清信用金庫	富士信用金庫	八幡信用金庫	瀬戸信用金庫	蒲郡信用金庫	紀北信用金庫	
		浜松豊田信用金庫	遠州信用金庫	大垣西濃信用金庫	半田信用金庫	尾西信用金庫	富士宮信用金庫	
		沼津信用金庫	岐阜信用金庫	愛知信用金庫	知多信用金庫	中日信用金庫	掛川信用金庫	
		三島信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	津信用金庫	東春信用金庫	豊川信用金庫	
鳥田信用金庫	東濃信用金庫	岡崎信用金庫	碧海信用金庫	北伊勢上野信用金庫	高山信用金庫			
大阪	29	京都信用金庫	長浜信用金庫	北おおさか信用金庫	奈良中央信用金庫	淡路信用金庫	但馬信用金庫	
		京都中央信用金庫	湖東信用金庫	きのくに信用金庫	西兵庫信用金庫	神戸信用金庫	播州信用金庫	
		大阪信用金庫	枚方信用金庫	姫路信用金庫	中兵庫信用金庫	永和信用金庫	日新信用金庫	
		大阪厚生信用金庫	大阪商工信用金庫	兵庫信用金庫	但馬信用金庫	新宮信用金庫	滋賀中央信用金庫	
		大阪シティ信用金庫	大和信用金庫	尼崎信用金庫	京都北都信用金庫	奈良信用金庫		
広島	21	鳥取信用金庫	日本海信用金庫	津山信用金庫	日生信用金庫	しまなみ信用金庫	東山口信用金庫	
		米子信用金庫	鳥根中央信用金庫	玉島信用金庫	備前信用金庫	広島みどり信用金庫		
		倉吉信用金庫	おかもま信用金庫	備北信用金庫	広島信用金庫	萩山口信用金庫		
		しまわ信用金庫	水島信用金庫	古備信用金庫	呉信用金庫	西中国信用金庫		
高松	9	徳島信用金庫	観音寺信用金庫	宇和島信用金庫	川之江信用金庫	備多信用金庫		
		阿南信用金庫	愛媛信用金庫	東予信用金庫	高松信用金庫			
福岡	12	福岡信用金庫	大牟田柳川信用金庫	飯塚信用金庫	遠賀信用金庫	佐賀信用金庫	九州ひぜん信用金庫	
		福岡ひびき信用金庫	筑後信用金庫	大川信用金庫	唐津信用金庫	伊万里信用金庫	たちばな信用金庫	
熊本	13	熊本信用金庫	熊本中央信用金庫	大分みらい信用金庫	高鍋信用金庫	鹿児島相互信用金庫	延岡信用金庫	
		熊本第一信用金庫	天草信用金庫	宮崎都城信用金庫	鹿児島信用金庫	奄美大島信用金庫	大分信用金庫	
沖縄	1	コザ信用金庫						
合計	257							

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。  
 2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページ及び地方税共通納税システムの特設ページをご覧ください。

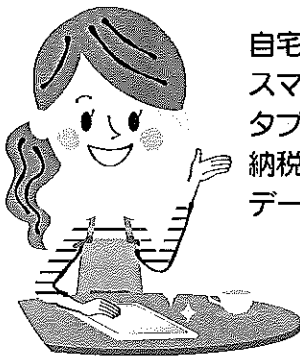


e-Tax  
を使った



スマートフォンやタブレット端末からでも利用できます。

# 納税証明書の請求は 便利なオンライン請求を ご利用ください!



自宅等のパソコンや  
スマートフォン、  
タブレット端末で  
納税証明書請求  
データを作成します。

自宅等で  
請求データを作成

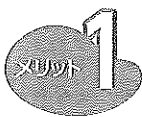
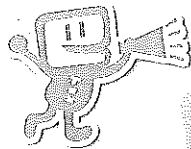
オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の  
送信が不要です!!

窓口で書面により  
請求する場合と比べ  
短い時間で受け取れます。

(請求日当日の受取を  
指定された場合には、  
多少お時間をいただく  
ことがあります。)

税務署窓口で  
本人確認後に受取



手数料が安価です。 窓口での待ち時間が  
短縮できます。

1 税目 1年度  
1枚 370円 (通常400円)

e-Taxの  
利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

5月、8月、11月の最終の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

★なお、平成31年1月からは、平日(月曜日～金曜日)は24時間、毎月の最終の土曜日及び日曜日は8時30分から24時となります。

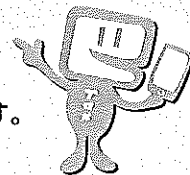
※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

詳しい手続は裏面をご覧ください。

# オンライン請求 の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ  
([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))のe-Taxソフト(WEB版)または  
e-Taxソフト(SP版)をご利用ください。  
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。  
(代理人による受取には委任状が必要となります。)



1

## 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

- ▶ e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。  
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を  
選択し作成してください。
  - ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。  
(右のコードからアクセスしてください。[www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html](http://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html))⇒
- (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



2

## オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。  
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3

## 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合  
には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の  
場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))をご確認ください。

4

## 納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

### 郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。

電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
- ② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でも  
お使いいただけます。)(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。

e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の  
情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。  
e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、  
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。  
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

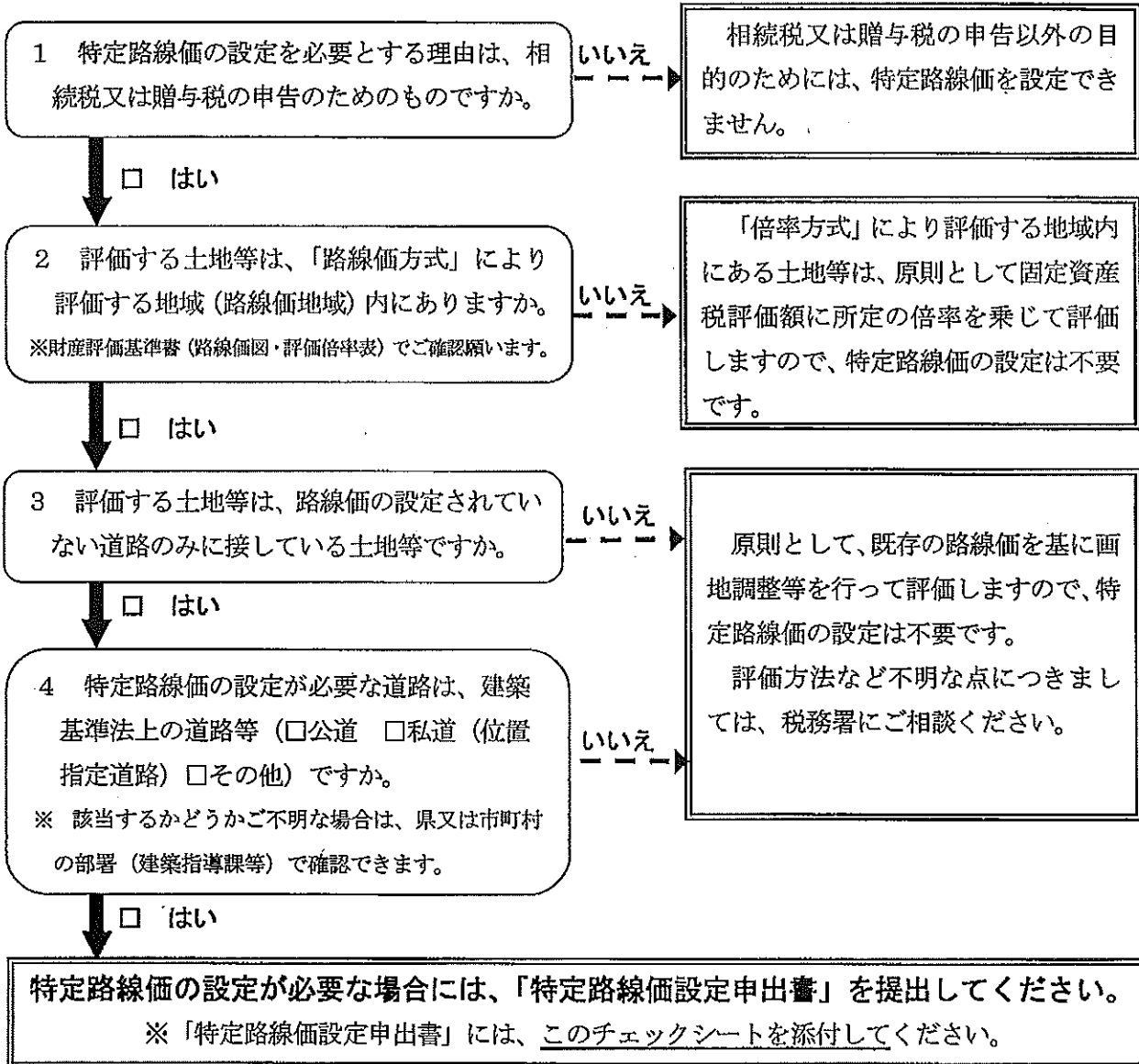
リサイクル適性   
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

## 特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： \_\_\_\_\_

土地等の所在地： \_\_\_\_\_

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。



- ※ 1 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。  
なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。  
① 「建築基準法第 42 条第 1 項 1 号～5 号又は第 2 項」に規定する道路  
② 「建築基準法第 43 条第 2 項 1 号又は 2 号」に規定する道路等
- ※ 2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【[www.rosenka.nta.go.jp](http://www.rosenka.nta.go.jp)】で確認できます。
- ※ 3 特定路線価の設定には、概ね 1 か月程度の期間を要します。
- ※ 4 このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。
- ※ 5 税務署での面接による相談は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください）。

## 特定路線価及び個別評価評定担当署一覧

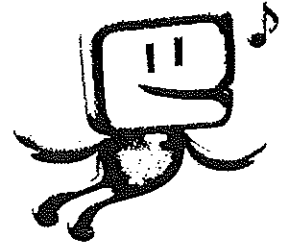
評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町1番17号 水戸税務署 評価専門官 Tel 029-231-4211 (代表)
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号 宇都宮税務署 評価専門官 Tel 028-621-2151 (代表)
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎 前橋税務署 評価専門官 Tel 027-224-4371 (代表)
川越署、秩父署、所沢署、 東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木452番地の2 川越税務署 評価専門官 Tel 049-235-9411 (代表)
川口署、西川口署、浦和署、 大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 浦和税務署 評価専門官 Tel 048-600-5400 (代表)
熊谷署、行田署、本庄署、 春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 春日部税務署 評価専門官 Tel 048-733-2111 (代表)
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟税務署 評価専門官 Tel 025-229-2151 (代表)
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町608番地の2 長野税務署 評価専門官 Tel 026-234-0111 (代表)

上記代表電話番号宛ご連絡の際には、自動音声によりご案内しますので、案内番号のうち「2」を選択していただきますと税務署につながります。

税理士の方へ

令和元年 10月から

# 相続税申告の



# e-Tax が始まります。

## 《対象年分》

令和元年分の申告が対象

※ 2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した方の申告

## 《対象帳票》

一般の場合に使用する申告書(22帳票)に対応

※ 詳細は裏面をご覧ください

## 《代理送信》

複数の相続人等(最大9名分)の申告書をまとめて送信することが可能

## 《各種機能》

- 添付書類のイメージデータ送信
- 受信通知からの電子納税

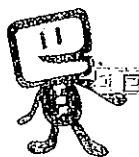
など

税理士の方が  
代理送信される場合

# e-Tax イータックス ならこんなメリットがあります！

## 納税者の電子署名を省略できます。

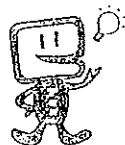
- ①税理士情報を入力し、
  - ②申告書データに税理士の電子署名を付し、
  - ③申告書データを送信する
- ことで、納税者本人の電子署名を省略することができます。



相続人等が複数いる場合  
や遠隔地にいる場合でも  
申告手続がスムーズ♪

## マイナンバー制度に係る添付書類を省略できます。

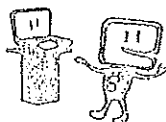
マイナンバー制度における「本人確認等書類」のうち、  
「税理士証票の写し」の添付や  
「納税者本人の番号確認書類」の添付が不要となります。



相続人等の本人確認  
書類を添付する手間  
が省ける♪

## 申告書の控えなどをデータで管理できます。

送信したデータや受付結果をファイルに保存できるため、  
データ管理が可能となり、ペーパーレス化につながります。



相続税の申告書(控)  
などの保存スペース  
の必要なし♪

## 対象帳票

22 帳票について、e-Tax で受付及び e-Tax ソフトでの作成・送信が可能となります。

相続税の申告書		
1 第1表	9 第6表 (未成年者控除額 障害者控除額 の計算書)	17 第11・11の2表の付表1 (続)
2 第1表 (続)	10 第7表 (相次相続控除額の計算書)	18 第11・11の2表の付表1 (別表1)
3 第1表の付表2 (運付される税額の受取場所)	11 第8表 (外国税額控除額等の計算書)	19 第13表 (債務及び葬式費用の明細書)
4 第2表 (相続税の総額の計算書)	12 第9表 (生命保険金などの明細書)	20 第14表
5 第4表 (相続税額に加算金額の計算書)	13 第10表 (退職手当金などの明細書)	21 第15表 (相続財産の種類別価額表)
6 第4表の付表	14 第11表 (相続税がかかる財産の明細書)	22 第15表 (続)
7 第4表の2	15 第11の2表	
8 第5表 (配偶者の税額軽減額の計算書)	16 第11・11の2表の付表1	

※ 納税猶予等の特例関係の申告書など、上記以外のものについては e-Tax で受付をすることができません。

e-Tax に関する最新の情報は e-Tax ホームページに掲載しています。

e-Tax ホームページでは、利用開始の手続、  
e-Tax の推奨環境、「e-Tax ソフト」の操作方  
法及びよくある質問 (Q&A) などの情報をお  
知らせしています。

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

国外関連者に関する明細書

名称	法人名	
	代表取締役 又は専任 役員	代表取締役 又は専任 役員
住所		
所在地		
事業内容		
資本の額又は出資金の額		
関係の区分	第 1 種	第 2 種
関係の割合	(内) %	(内) %
株式等の保有割合	(内) %	(内) %
その他関係の割合	(内) %	(内) %
事業年度	平 . . . 平	平 . . . 平
最近事業年度の売上高	( 百万円)	( 百万円)
営業収益又は売上高	( 百万円)	( 百万円)
営業費用	( 百万円)	( 百万円)
営業利益	( 百万円)	( 百万円)
税引当期利益	( 百万円)	( 百万円)
利益剰余金	( 百万円)	( 百万円)
脚附資産の対価の対価	受取 百万円	受取 百万円
役員提供の対価	受取 百万円	受取 百万円
有形固定資産の取得	受取 百万円	受取 百万円
無形固定資産の取得	受取 百万円	受取 百万円
貸付金の利息	受取 百万円	受取 百万円
又は借入金の利息	支払 百万円	支払 百万円
状況等	受取 百万円	受取 百万円
事前承認の有無	有	無

「別表十七(四)」作成上の留意点

- 1 国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、当該国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載願います(取引には対価の授受がないものも含みます)。
- 2 親会社、兄弟会社との間で行った国外関連取引についても、記載が必要となります。  
また、独立企業間価格の算定方法についても記載が必要です。
- 3 生産拠点の海外移転、取引形態・流通形態の変更、買収・合併等による事業再編など、独立企業間価格の算定に影響を与える特別な事情が生じた場合には、その具体的な内容を別紙に記載して添付してください。

## 関与先への納付指導の協力要請について

### 1. 協力要請の趣旨

税務署では、税の適正かつ公平な賦課及び徴収を図る観点から、滞納を未然に防止するための広報・周知や納付指導を積極的に実施しています。

税理士の皆様におかれても、関与先が期限内納付されるよう、日頃から、納税資金の準備や期限内納付に関する指導を実施していただいております。誠にありがとうございます。

さて、本年10月に消費税率の引上げが予定されておりますが、過去の引上げ時(平成9年4月及び平成26年4月)の状況を見ると、別紙1のとおり、翌年度以降、消費税の新規発生滞納が一時的に増加する傾向にあります。

このため、本年10月の消費税率引上げにおいても、新規発生滞納が増加するおそれもあることから、税理士の皆様による、期限内納付に関する広報・周知や関与先への納付指導の実施について、一層のご協力をいただきたいと思います。

### 2. 期限内納付に向けた納付指導の概要

税理士の皆様が、より効果的なタイミングで、納税資金の積立てや具体的な納付指導が行えるよう、国税庁において、参考1から参考7のとおり、指導のポイントを整理したチェック表や納付指導の際に納税者へ交付するチラシを整備しましたので、積極的な納付指導をお願いいたします。

なお、具体的なタイミングと納付指導の内容は、参考1「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします!」のとおりです。

- 課税期間当初 ⇒ 中間申告や予定納税などの確定申告前の納税手続
- 期中において ⇒ 計画的な納税資金の準備
- 確定申告前 ⇒ 早めに納付額を伝えて期限内納付を指導

### 3. 課税期間の当初における納付指導

課税期間の当初において、当期に中間申告や予定納税などの納税義務が生じる場合は、納税者の制度の認識が十分でなく、意図せずして滞納となるケースも少なからず見受けられることから、納税者に対して、中間申告や予定納税が必要となることを指導願います。

- 申告所得税の納税者について、予定納税基準額が15万円以上の者
- 前期の法人税額が20万円超の者
- 前期の消費税額が48万円超の者

特に、消費税については、前期の消費税額に応じて中間申告の回数が異なること



から、参考2「中間申告分の納付は期限内に！」を活用するなどして、納税者が納期限を失念しないよう、納付指導をお願いいたします。

#### 4. 期中における納付指導

期中においては、関与先への訪問や中間申告の作成などの機会を捉えて、納税者に対し、計画的な納税資金の準備・積立てを指導いただくようお願いいたします。

##### (1) 消費税率引上げへの対応

本年10月に消費税率の引上げが予定されており、確定分の納税額が例年よりも高額になる可能性があります。

特に、中間申告が必要な方については、参考3「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」のとおり、令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)にかけての税率の引上げ直後においては、期中の中間申告では8%の税率で計算して申告・納税を行うところ、確定申告においては10%の税率で計算して申告・納税を行なうこととなります。

このため、期中における中間申告との差額を確定申告において納付していただく必要があり、例年よりも確定申告時の納付額が高額になる可能性がありますので、計画的な納税資金の準備・積立てを指導いただくようお願いいたします。

##### (2) 計画的な納税資金の準備等

納税資金の準備に当たっては、納税資金を積み立てていただくことが重要となりますので、参考3の裏面のとおりに「ダイレクト納付を利用した予納」や参考2及び参考3のとおり「任意の中間申告制度」を活用することにより、計画的に納付いただくことができます。

特に、ダイレクト納付を利用した予納については、参考3の裏面のとおりに、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中にあらかじめ納付日や納付金額をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付(予納)することができます。

この納付日や納付金額は複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができるなど、大変便利な納付方法となっておりますので、是非、納税者に推奨いただくよう、お願いいたします。

#### 5. 確定申告(納期限)前の納付指導

確定申告(納期限)前においては、納税者が余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額と納期限を早めにお知らせいただくとともに、納税者に対し、期限内に納税を行うよう納付指導をお願いいたします。

なお、納税に当たっては、「振替納税」や「ダイレクト納付」など納税者のニーズに応じた多様な納付手段を用意しています。

特に、個人の納税者が申告所得税や消費税を納付する際は、参考4「納付の期限等のお知らせ」のとおり、納期限において納税資金が準備できない場合であっても、振替納税をご利用いただければ、納期限後、振替日においてご指定の預貯金口座か

らの引き落としにより、延滞税を要することなく納税ができますので、このような納付手段の利用も推奨いただきますようお願いいたします。

また、個人の納税者が振替納税を利用される場合、納期限と振替日に一定の期間があることから、振替日を失念しないよう、参考4「納付の期限等のお知らせ」を活用して、確実にお知らせいただくようお願いいたします。

※ 納期限と振替日は、休日等の関係から、日付が異なる場合がありますので、最新のチラシをご利用いただくよう、お願いします。

## 6. 期限内納付が困難な場合の納付指導

納付指導を行った結果、納税者から「期限内に納税ができない」との申し出がある場合は、参考5「国税を期限内に納付できない場合には・・・」のとおり、納税が期限後となる場合のデメリット（延滞税の納付、滞納処分の実施、納税証明書の不発行）を説明いただき、事前予約した上で、早期に税務署へ納付相談に行くよう、指導をお願いします。

なお、納付相談に当たっては、資金繰り表を作成いただくなど、具体的な納付計画を検討するよう納税者を指導するとともに、①まずは、参考6「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」を活用して猶予制度の利用を推奨いただいた上で、②納税者から猶予制度によらず短期間に分割納付するとの申し出がある場合は、参考7「納付指導・相談チェック表」の「納付計画記載欄」に、納税者が具体的な納付計画を記載して、チェック表を税務署に持参するよう、指導をお願いします。

税務署においては、納税者から資金繰りの状況等を十分に伺った上で、猶予申請書や参考7に記載いただいた納付計画の適否を判断いたします。

なお、この参考7は、従来より提出していただいております「消費税納付チェック表」を国税庁において統一様式にしたものです。今後は、参考7を提出いただくようお願いいたします。

## 7. 改善意見の聴取について

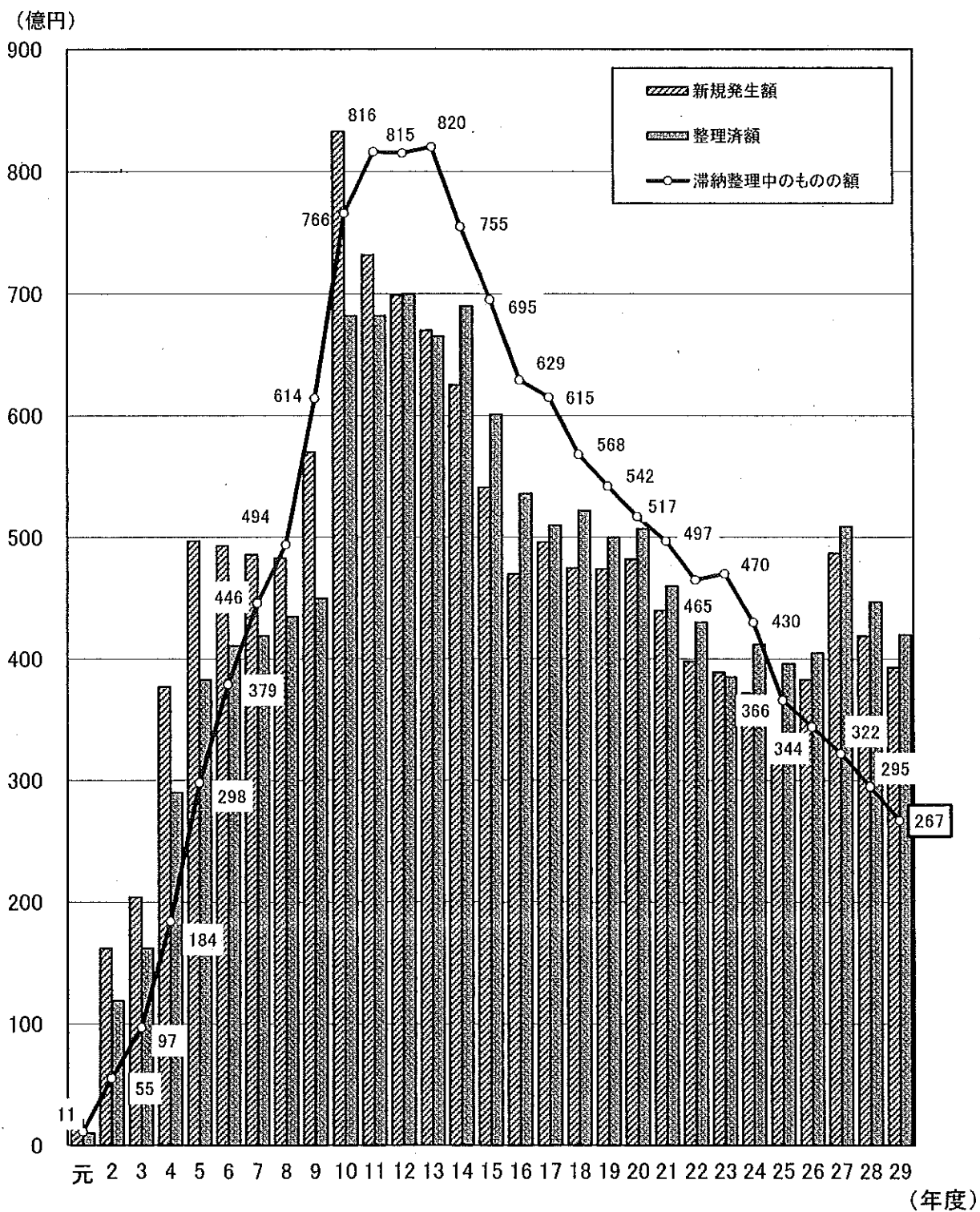
以上が納付指導の内容となりますが、これまでと異なり、税務署から、①納付指導のタイミングや具体的な内容を示して依頼することや、②各種のチェック表のほかチラシを整備して体系的に実施をお願いすることは初の試みとなります。

このため、改善を要する箇所もあると考えておりますので、お気づきの点がありましたら、別紙2「税理士等による納税者への納付指導の協力要請の実施に係る改善意見」に記載の上、当税務署徴収部門（担当）宛、ご連絡いただきますようお願いいたします。

（国税庁ホームページにおけるチラシ等掲載場所）

国税庁ホームページ > 税の情報・手続・用紙 > 税理士に関する情報 >  
税理士制度 > 税理士関係法令等・Q & A > 滞納の未然防止関係様式等

# 消費税滞納の推移(関東信越国税局)



(注) 地方消費税を除いています。

○ 税理士等による納税者への納付指導の協力要請の実施に係る改善意見

支 部  
税 理 士 法 人  
税 理 士 法 人

(関東信越税理士会

支部所属)

1 税務署による協力要請時の説明内容について

2 税理士等による納付指導の方法(チラシ等を含む)の改善点について

3 その他の改善意見等

関局徴徴 2 - 4

関局徴管 1 - 3 5

令和元年 5 月 9 日

写

関東信越税理士会

会長 江本英仁 殿

関東信越国税局

徴収部長 岡村 憲一

税理士による納税者への納付指導の協力要請について

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税局では、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、期限内納付に関する広報・周知に取り組んでいるところです。

貴会及び会員の皆様におかれましても、日頃から、期限内納付に関する広報・周知や関与先への納付指導の実施について御協力をいただいております、重ねて御礼申し上げます。

さて、本年10月に消費税率の引上げが予定されていることから、貴会及び会員の皆様による期限内納付に関する広報・周知や関与先への納付指導について、より一層の御協力をお願いしたいと考えております。

つきましては、会員の皆様が、より効果的なタイミングで具体的な納付指導が行えるよう、当局において、別添の指導項目のチェック表や納税者へ交付するチラシを整備いたしましたので、今後は、これらを活用した納付指導を行っていただきますよう、お願いいたします。

また、管下税務署から、貴会支部及び会員の皆様へ、同趣旨のお願いをさせていただきますので、その旨併せて御周知くださいますよう、よろしく御礼申し上げます。

## 納付指導において活用するチェック表・チラシの一覧

## 参考1 税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！（税理士用）

- ・ 課税期間を通じた納付指導のポイントや参考2から参考7の資料を活用するタイミング等がチェック表形式で総括されています。初めにご覧ください。

## 参考2 中間申告分の納付は期限内に！（納税者交付用）

- ・ 消費税の中間申告が必要となる納税者の方や直前の課税期間の年税額に応じた中間申告の回数等が整理されたチラシです。中間申告が適用になる方に利用ください。

## 参考3 消費税及び地方消費税の納税は期限内に（納税者交付用）

- ・ 令和元年10月予定の消費税率の引上げ後は、確定申告時の納税額が増加する場合がありますので注意が必要です。関与先への周知にご利用ください。  
また、計画的な納税には、ダイレクト納付を利用した予納をご利用ください。

## 参考4 納付の期限等のお知らせ（納税者交付用）

- ・ 個人の関与先に納付の期限や振替日を周知する際にご利用ください。

## 参考5 国税を期限内に納付できない場合には・・・（納税者交付用）

- ・ 関与先が期限内に納税できない場合、デメリットの周知にご利用ください。

## 参考6 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（納税者交付用）

- ・ 関与先が期限内に納税できない場合、猶予制度の利用を推奨ください。

## 参考7 納付指導・相談チェック表（税理士用・納税者交付用）

- ・ 確定申告（納期限）前における納付指導の内容がチェック表形式で整理されていますので、関与先への納付指導にご利用ください。
- ・ 納税者から、期限内の納税が困難との申し出がある場合は、事前予約の上、税務署へ早期に納付相談に行くよう、指導をお願いします。

## （ご参考）

参考資料の最新版は、国税庁ホームページから入手できます。

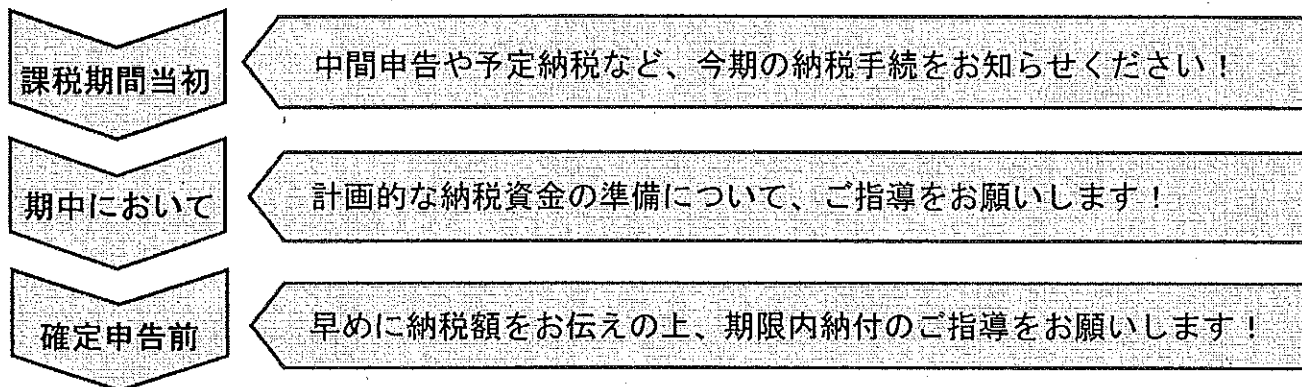
《国税庁ホームページ掲載場所》

国税庁 → 税の情報・手続・用紙 → 税理士に関する情報 → 税理士制度 → 税理士関係法令等・Q & A → 滞納の未然防止関係様式等

## 税理士の皆様へ

# 期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！



## 課税期間の当初における納付指導

- 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。
  - ・ 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。1 期分は 7 月 31 日、2 期分は 11 月 30 日が納期限です。
- 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。
  - ・ 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
  - ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

## 期中における納付指導

- 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。
  - ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。
- ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。
  - ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏面に続く

## 確定申告（納期限）前の納付指導

### □ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額（見込）を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

### □ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

### □ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

## 期限内納付が困難な場合の納付指導

### □ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

### □ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。





# 中間申告分の納付は期限内に！

～消費税及び地方消費税には中間申告制度があります～

## ◎ 中間申告が必要な方は、期限内納付のためのご準備を！

消費税及び地方消費税は、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）に応じて、以下の表のとおり中間申告が必要となります。

中間申告が必要な方は、中間申告の納付税額の期限内納付のため、納税資金の積立てなどのご準備をお願いいたします。

直前の課税期間の 確定消費税額 (地方消費税を除く。)	中間申告の要否	中間申告の回数	中間申告の納付税額 (概算)
4,800万円超	必要	年11回 (毎月)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/12
400万円超		年3回 (3月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/4
48万円超		年1回 (6月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/2
48万円以下	不要 (任意の中間申告制度(※)を利用できます。)		

※ 中間申告が不要な方でも、任意の中間申告書を提出する旨の届出書（裏面参照）を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。

その他、中間申告の制度や中間申告の要否などについて詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページを参照いただくか、所轄の税務署にお問合せください。

## ◎ 仮決算による中間申告を行うことができます！

- 事業の休廃業などにより、前課税期間から売上が大きく減少している場合などは、仮決算による中間申告を行うことで、中間申告の納付税額が減少する場合があります。
- 仮決算による中間申告書は、提出期限(※)を過ぎて提出することはできませんので、仮決算による中間申告をされる場合は、お早めの申告をお願いいたします。
- ※ 中間申告書の提出期限は、原則として中間申告の対象となる期間の末日の翌日から2月以内となります。

## ◎ 中間申告額の納付についてのご注意

- 納付が遅れた場合には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。
- 納期限を経過しても納付されない場合には督促状が送付されます。督促状の送付を受けてもなお納付されないときは財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。
- 納期限までに納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

收受印

平成 年 月 日	届	(フリガナ)	
		納税地	(〒 - ) (電話番号 - - )
	出	(フリガナ)	
		住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	(〒 - ) (電話番号 - - )
	者	(フリガナ)	
		名称(屋号)	
氏名 (法人の場合) 代表者氏名		印	
税務署長殿	(フリガナ)		
	(法人の場合)	代表者住所 (電話番号 - - )	

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

①	適用開始中間 申告対象期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
②	①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
③	②の直前の 課税期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
④	③の課税期間 における 確定消費税額	円
⑤	月数按分 (④×6/③の月数)	円
参考事項		税理士 署名 押印 (電話番号 - - )

※税務署処理欄	整理番号		部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印	

- 注意 1 ※印欄は、記載しないでください。  
 2 記載方法について詳しくお知りになりたい場合には、国税庁ホームページをご確認ください。  
 ([https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/2603\\_02.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/2603_02.htm))

# 消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率が、平成31年(2019年)10月1日より **10%**(現行8%)となります(注)

(注) 税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

期限内納付のために

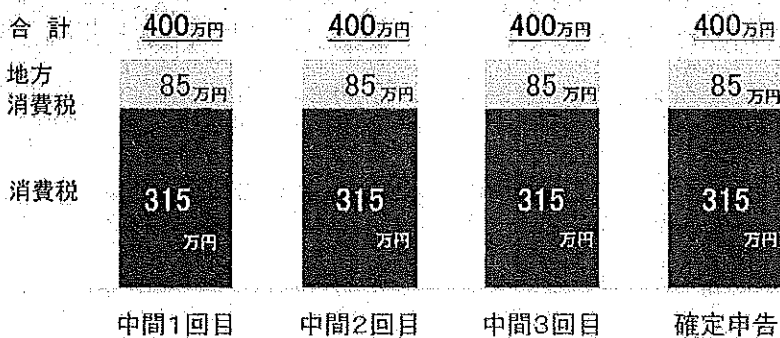
## 課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。税率の引上げにより消費税額(年税額)は10%で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は8%で計算されるため、確定申告においては、10%の税率により計算された消費税額(年税額)と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ(軽減税率は考慮していません。)

○ 平成31年(2019年)9月期(税率引上げ前)

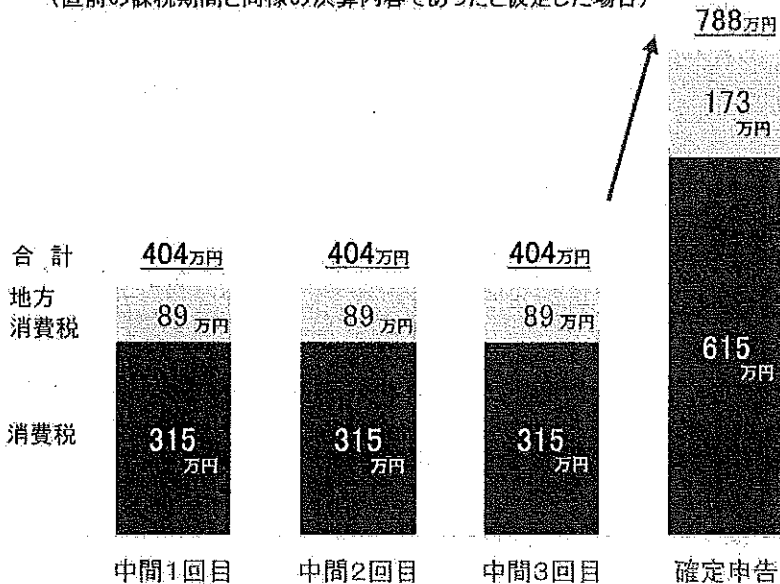


税率8%

- 年税額 1,600万円
- 中間申告による納付額 1,200万円  
⇒ 400万円 × 3回 = 1,200万円
- 確定申告による納付額 400万円  
⇒ 1,600万円 - 1,200万円 = 400万円

○ 平成32年(2020年)9月期(税率引上げ後)

(直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合)



税率10%

- 年税額 2,000万円
- 中間申告による納付額 1,212万円  
⇒ 404万円 × 3回 = 1,212万円  
※ 地方消費税は引上げ後の税率(1.7%→2.2%)が適用されます。
- 確定申告による納付額 788万円  
⇒ 2,000万円 - 1,212万円 = 788万円



確定申告時の納付額が増加します。  
計画的な納税資金のご準備を！

## 簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）をご覧ください。



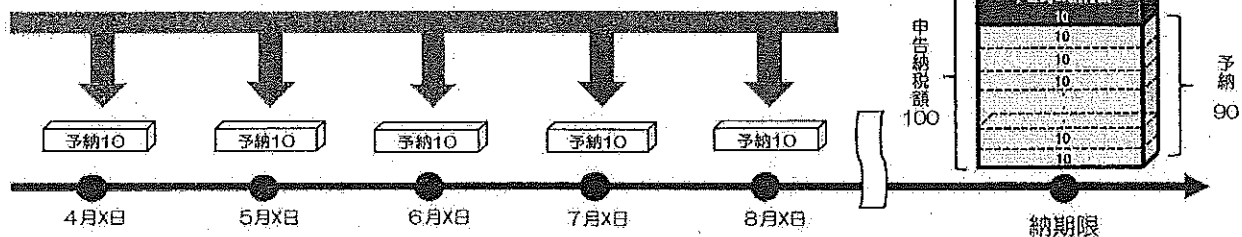
### ○ ダイレクト納付を利用した予納（平成31年(2019年)1月4日開始）

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例】定期的に均等額を納付する場合



## 個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用いただけます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

### 任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間<sup>(注)</sup>から、自主的に中間申告・納付することができます。

（注）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

《届出なし》		《届出あり》	
直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数	直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
48万円以下	中間申告義務なし	48万円以下	任意の中間申告（年1回）が可能

### 軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



# 納付の期限等のお知らせ

参考 4

平成30年分

## 確定申告

納付の期限  
(納期限)

振替日  
(振替納税をご利用の場合)

申告所得税及び  
復興特別所得税

平成31年(2019年)

3/15(金)

平成31年(2019年)

4/22(月)

消費税及び地方消費税  
(個人事業者)

平成31年(2019年)

4/1(月)

平成31年(2019年)

4/24(水)

納付額のメモにご利用ください…▶

円

円

申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日(振替納税をご利用の場合)は平成31年(2019年)5月31日(金)です。

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに自ら納付していただく必要があります。

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

※納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

### ▶振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますのでご注意ください。転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要になります。

### ▶振替納税を利用されていない方へ

納税には、便利で安全な振替納税をお勧めします。詳しくは裏面をご覧ください。

振替納税を利用されない方は、QRコードを利用したコンビニ納付や電子納税をすることもできますので、裏面の各種ご案内をご覧ください。

また、インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードにより納付することもできますので、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

なお、現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付される方で納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。

(注) 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署へご連絡ください。

納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。

このチラシは、各年の休日や税制改正等により更新されますので、税務署(管理運営部門)に最新の更新状況をお問い合わせください。

# 振替納税のご案内



納税には

## 便利で安全な振替納税(口座振替)をお勧めします!

- 納税をうっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。
- 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- 一度手続をすれば、継続して利用できます。  
(転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続が必要です。)

### 提出書類

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(金融機関への届出印の押印が必要です。) 用紙が必要な方は所轄の税務署窓口へお尋ねください。  
また、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) からダウンロードすることもできます。

### 提出期限

振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納期限まで

平成30年分確定申告  
から利用する場合

申告所得税及び復興特別所得税 ▶ 平成31年(2019年) 3月15日  
消費税及び地方消費税(個人事業者) ▶ 平成31年(2019年) 4月1日

### 提出場所

所轄の税務署又は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に記載した金融機関に持参又は送付してください。

※インターネット専用銀行等の一部金融機関、及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。



- 振替納税は、期限内に確定申告書を提出された場合に利用できます。
- 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

## QRコードを利用したコンビニ納付のご案内

平成31年(2019年)1月から、ご自宅などで、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報を『QRコード』として作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付することができます(納付できる金額は30万円以下となります)。

納付ができるコンビニエンスストアなど、詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

## 電子納税のご案内

電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ご自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

なお、e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙をリサイクルできます。

※QRコードは、株式会社インフォマテックの登録商標です。

# 国税を期限内に納付できない場合には…

国税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります。

## ☑ 延滞税がかかります。

※ 納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

## ☑ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※ 督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うこととなります。

## ☑ 納税証明書「その3」が発行されません。

※ 納税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

### 申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないことなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から6か月以内に所轄の税務署に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

### 納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないときは、所轄の税務署長に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
- ② 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

申請の手続など、詳しくは税務署(徴収担当)にご相談ください。



# 国税を滞納すると…

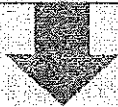


国税を一時に納付できないときは、税務署で納付相談を受けています。  
納付相談では、事業の状況や資金・財産の状況などをお伺いします。  
納付も相談もない場合には、次のような手続で滞納処分を行うこととなります。



## 督促状送付

※ 納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。

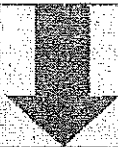


督促状を送付しても納付されず、相談もない場合は…



## 財産調査

※ 金融機関や取引先などに対し財産の調査を行います。  
※ 財産調査の一環として、徴収職員が居宅や事務所などの搜索を行う場合があります。



納付の相談がない、納付の約束が守られないなど  
納付の意思が認められないような場合は…



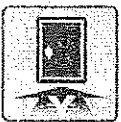
## 財産差押え

※ 動産（貴金属等）、債権（売掛金・預金等）、不動産などの財産の差押えを行います。



## 取立て・公売

※ 差し押さえた債権の取立てを行います。  
※ 動産や不動産等は、入札等による公売を行います。



## 滞納国税に充当

※ 取り立てた債権や公売による売却代金を滞納国税に充てます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の  
税務署（徴収担当）にご相談ください。

※ 国税を一時に納付できない納税者の方で、法令の要件に該当  
する場合には、猶予制度の適用があります（表面参照）。



# 国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

## 申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

## 納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
  - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
  - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
  - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
  - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
  - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
  - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

## 猶予が認められると

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

## 申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

## 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

## 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。

## 猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

● 申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引」をご覧ください。

「猶予の申請の手引」は、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))及び税務署の窓口でご覧いただけます。

● 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

## 納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

### ◎ 確定申告(納期限)前の納付指導

- 1 納税者に納税額と納期限(振替期日)を早期に知らせた。
  - ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
  - ・ 個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。
- 2 納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。
  - ・ 納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

### ◎ 期限内納付が困難な場合の納付指導

- 3 納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。
  - ・ 説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。
- 4 納税者に税務署(徴収担当)へ早期に納付相談へ行くよう指導した。
  - ・ 納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
  - ・ 納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。
- (1) 納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。
  - ・ 猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
  - ・ 猶予申請書等は、国税庁ホームページ(刊行物等→パンフレット・手引き→その他→猶予の申請の手引)から入手できます。
- (2) 猶予制度によらずに短期に分割納付(おおむね3月以内)する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○ 納付計画記載欄(納税者が記載してください)

氏名(名称)			住所(所在)				
課税期間	年 月 日	～	年 月 日	税目	税	税額	円
1	期限内に納付可能な金額			円(納付予定日 年 月 日)			
2	残額についての納付計画			円(納付予定日 年 月 日)			
				円(納付予定日 年 月 日)			

(注) 納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求める場合があります。

○ 税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。